

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和三年一月一日から三月三十一日までとする。

令和三年五月二十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
三件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
買取決定を行った事業者の概要  
一 茨城県の製造業者（震災による操業停止に伴う売上減少、熟練職員退職による生産効率の低下）  
買取りに係る債権の元本総額  
二億四千三百四十三万六千円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
債務の免除 該当なし、その他 十二件  
株式の譲渡 一件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
八億五千四十四万八千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 福島県中通りの小売業者（震災により店舗が損壊）
- 二 岩手県沿岸部の椎茸栽培業者（震災による販売先の喪失、風評被害による売上減少）
- 三 宮城県沿岸部の製造業者（津波により事務所・倉庫が流出）
- 四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所及び工場等が全壊、一部営業停止及び取引先の減少により売上が減少）
- 五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び設備が全壊し、在庫も流出、風評被害による売上減少）
- 六 宮城県沿岸部の造船業者（津波により生産設備に甚大な被害）
- 七 宮城県沿岸部の水産物卸売業者（津波により車両、工具等が流出、風評被害により売上が減少）
- 八 岩手県沿岸部の食品製造業者（津波により本社工場が流出全壊）
- 九 福島県中通りの小売業者（震災により商品等が破損）
- 十 宮城県沿岸部の旅客運送業者（津波により事務所・整備工場等が全壊、車両・整備用設備が流出）
- 十一 宮城県沿岸部の水産卸売業者（津波により在庫等が流出、風評被害により売上が減少）
- 十二 宮城県沿岸部の卸売業者（震災により建物、機械設備が損壊）
- 十三 青森県沿岸部の不動産賃貸業者（震災により賃貸用不動産が一部損壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

九億千六百十二万円